

ま と め

まとめ

京都市では、昭和56年以降5年ごとに身体障害のある市民、知的障害のある市民を対象とする調査を実施し、今回で6回目を迎えます。また、精神障害のある市民を対象とした調査については、平成8年4月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の大都市特例が施行されて以降、平成9年と平成13年に実施しました。これらの調査結果については、障害者計画策定の際の基礎資料とするなど有効に活用されてきたところです。

今回は、平成18年4月に施行された障害者自立支援法の、「3障害（身体、知的、精神）共通の枠組みで福祉サービス等を提供する」という理念を踏まえ、初めて3障害共通の調査として実施しました。調査の実施に当たっては、経年的な比較ができるように、前回の調査項目を基本としましたが、身体障害・知的障害の調査とは別の調査項目を設定していた精神障害の調査についても、精神障害の特性を踏まえつつ、可能な限り共通の調査項目を設定し比較ができるように工夫しました。

今回の調査では、支援費制度の開始以降、障害のある方自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとなったことを踏まえて、「成年後見制度」と「地域福祉権利擁護事業」の利用状況等に関する設問を新たに設定しました。また、「災害時の対応」として、平成16年に京都府北部を襲った台風23号や新潟県中越地震をはじめとする自然災害の経験を踏まえ、障害のある方などの要援護者に対する情報伝達の在り方や効果的な避難・救助活動といった対策の重要性が指摘されていることから、「災害時の不安」を設問に加えました。

以下、調査票の回答を集計し、その結果を分析する中で、浮かび上がった調査結果の特徴や今後の障害者福祉の課題について述べます。

第1に、身体障害のある市民の高齢化が一層進んでいること、また、いずれの障害においても主な介助者の高齢化が顕著なことです。身体障害者では、「70歳以上」の比率が11ポイント増加し、約6割を占めました。主な介助者の多くは、「父・母」、「夫又は妻」、「兄弟姉妹」などの家族であり、そのうち「60歳以上」の方は、身体障害者では約6割、知的障害者では約5割、精神障害者では約7割を占めており、年々高齢化が進む傾向にあり、将来への不安や心身の疲れなどの苦勞を感じておられ、家族負担の大きい状況がうかがえます。

福祉サービスの利用状況については、前回調査時と比較して概ね、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスのいずれも「利用又は利用経験あり」の比率が増加しており、平成15年の支援費制度を契機としてサービスの利用が堅調に伸びている状況がうかがえます。今後、引き続き高齢化の進展が予測される中、障害のある方やその家族が安心して地域生活が送れるよう、福祉サービスの一層の充実や家族を支える施策が必要であると考えられます。身体障害者については、高齢化が進展しているため介護保険制度の適用もあり、サービス提供基盤の整備が進んでいると言えますが、知的障害や精神障害

の分野については、サービスの提供体制が十分に確保されているとは言い難い状況にあります。京都市が平成19年3月に策定した「第1期障害福祉計画」において見込んだ今後のサービス量が確実に確保されるよう、計画的な取組を期待します。

第2に、外出の際の問題点として、「道路や駅に階段や段差が多い」の比率が、身体障害者で55.2%、身体障害児で49.5%、「道路に自転車などの障害物が多い」の比率が、身体障害者で34.2%、身体障害児で28.3%となっており、前回調査と同様の高い比率を占めています。京都市では、これまで、「障害者のためのモデル街づくり推進懇談会」の設置や「人にやさしいまちづくり要綱」を制定し、障害のある市民が安心して快適に暮らすことができるように、バリアフリー社会の実現を図ってきました。また、平成17年4月には、バリアフリーの取組を更に進め、様々な人の特性や違いなどを考慮し、すべての人の利用を前提に計画、実施することで、はじめからバリアを作らない、バリアを限りなく少なくしていこうという考え方に基づく、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を施行しました。一方、国においては、平成18年12月に、建築物等を含めたより一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、「交通バリアフリー法」と多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目指す「ハートビル法」を統合・拡充した、「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」が施行されるなど、法制面での整備が進み、着実に取組が進められてきていますが、なお、既存施設などのバリアフリー化が課題となっています。

知的障害者においては、「駅や道路の案内表示がわかりにくい」の比率が高くなっており、その意味でも、今後も、すべての人にとってできる限り利用しやすいまちづくり、ものづくり等を目指す「みやこユニバーサルデザイン」の推進が期待されるところです。

また、外出支援を行うガイドヘルプサービスを知的障害者の4割弱の方が利用されており、外出や社会参加に大きく貢献していますが、外出回数が“月10回未満”の比率が高く、社会参加の状況においては「参加していない」が約8割を占めている状況であり、より一層、社会参加の促進を図る必要があります。

第3に、就労状況については、身体障害者では「就労している人」の比率は20.6%で、高齢化を反映して低下傾向にあります。しかし、60歳未満で見ると、50.0%の方が就労しており、前回調査と比較すると微増しています。また、就労形態を見ると、「授産施設・共同作業所など」で働いている方の比率は、知的障害者の52.6%、精神障害者の33.1%となっていますが、このうち、企業での就労を希望する方は、それぞれ24.0%、54.0%となっております。これまで、京都市では授産施設・共同作業所等の整備を計画的に進めており、知的障害者や精神障害者の福祉的就労の場が確保できていることは喜ばしいことですが、今後は、希望者が企業就労できる条件整備と併せて、引き続き、障害特性を踏まえた多様な就労の場を拡充していくことが求められていると言えます。

第4に、教育の状況では、育成学級での就学の比率が増えています。平成9年度以降、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校にはすべて育成学級を設置した成果がうかがえます。また同時に、養護学校に

についても、障害種別ごとに分かれた教育から、一人一人の多種多様な教育的ニーズに応える総合支援学校に改編しており、今後とも、障害のある子どもや保護者への教育支援に積極的に取り組むことを期待します。

また、今後は、就学前教育から学校へ、学校から卒業後の進路先へと、障害のある子どもの一人一人のニーズに対応して、生涯にわたって一体的に効果的な支援を行えるよう、福祉と教育と就労の3者の連携強化を図ることが大きな課題と言えます。

第5に、災害時の対応については、身体障害者、知的障害者の調査において、避難場所あるいは自主防災組織の認知度の上昇が見られます。阪神・淡路大震災以降、市民の災害対策への関心が高まっていることがうかがえます。また、今回の調査で新たに加えました「災害時の不安」については、「自分で避難ができない」、「初期消火ができない」、「医療器具の使用・服薬ができなくなる」が比率の高い項目となっており、障害のある市民の安心・安全を確保するために取り除くべき問題が明らかになりました。災害対策においては、平常時から地域での交流が図られることが重要であり、地域の互助機能と連動した今後の施策展開を期待します。

第6に、医療機関に従事する専門職が判断する入院中の精神障害者の退院可能性について、「病院内で当面の治療や処遇が必要」が47.1%で最も多くなっていますが、一方で、「環境を整えば、近い将来退院が可能」も30.0%を占めており、グループホーム・ケアホームなどの住まいの場の確保や、ホームヘルプサービスをはじめ在宅サービスの充実など地域生活支援施策の整備が重要となっています。

退院後の最適だと思われる活動の場については、専門職調査では「デイ・ケア」の比率が41.3%と最も高くなっていますが、本人調査では「特にない」の比率が33.7%と最も多くなっています。また、退院後の就労意向について、本人調査では「希望しない」や「出来ない」といった「その他」の比率が36.9%を占めており、地域生活支援施策の整備と併せて、退院後に徐々に自信をつけ意欲を高めていくプログラムや、本人の個性と能力に応じた社会参加の多様なスタイルを開発していくことが重要な課題と言えます。

第7に、利用を希望する施設・障害者施策については、「障害者地域生活支援センター」を希望する意見が最も多くありました。障害児の調査における「障害判定時の悩み」でも、「療育上の相談相手がなかった」が、身体障害児で34.6%、知的障害児で38.3%と最も高い比率であったことから、療育専門機関の充実と併せて、地域で生活していくうえで相談機関の存在の大きさが明確になっています。京都市では、現在13箇所障害者地域生活支援センターを設置していますが、平成19年度には新たに2箇所を新設すると聞いております。今後とも相談支援の充実に努めることが望まれます。

福祉施策への要望については、「公的年金等所得保障の充実」や「障害のある人の雇用促進」の比率の高さが目立ちました。身体障害者の約6割が年収200万円未満であり、知的障害者の約7割、精神障害者の約6割が年収100万円未満という状況です。福祉サービスを受けるに当たり、利用契約制度の下、公正な負担を求められる時代にあつては、同時に就労支援への一層の取組とともに、安定的で十分な所得保障が図られる必要があります。

ます。

看過できない項目は、障害児の調査における「障害のある人に理解と関心をもつ」（身体：43.1%，知的55.5%）と精神障害者の調査における「精神障害やてんかんへの理解」（入院：17.2%，通院：42.5%，家族：34.7%）の比率が高いことです。これまでの調査に比べますと、比率の低下も見られ、ノーマライゼーションの理念の普及が着実に進んできたことがうかがえ、京都市の取組が評価できますが、依然として高い比率となっています。ノーマライゼーションの理念には、多様な価値観を認め合い、互いに個性を尊重するという点で、すべての人の人権を尊重するという考え方がその根底にあります。障害のある人に理解と関心を持つことは、すべての人の人権が尊重される社会の実現に欠かせないものであるとともに、また、障害保健福祉施策を進めていくに当たっての基礎となるものと考えておりますので、引き続き、積極的な取組を期待します。

新たに設問項目に加えました、成年後見制度については、「利用している」（知的：2.4%，精神：1.6%）の比率はまだまだ低い状況にあり、知的障害者では「制度を知らなかった」が30.4%の比率を占めています。また、地域福祉権利擁護事業についても、同様に利用が進んでいるとは言えない状況にあります。引き続き、これら事業の利用促進に向けた啓発活動が必要であるとともに、より利用しやすくなり、権利擁護を実質的に推進していけるよう問題点を検証する必要があります。

最後に、真のノーマライゼーション社会の実現に当たっては、「ソーシャル・インクルージョン（社会的に疎外・排除されやすい人々を、社会の構成員として内包する考え方）」の理念が極めて重要です。地域には様々な人が暮らしており、障害のある人も社会に貢献でき、「価値ある人間」として評価され、障害のない人と同等の標準的生活を送れるようにする仕組みをつくるという考え方です。そのことが、障害のある人だけではなく、多くの人々にとって暮らしやすい社会の実現につながります。そのためには、住民自治活動、教育施策、地域福祉施策等との統合的な協働企画が求められるでしょう。

次に、「エンパワメント」の理念を活かしていくことの重要性が挙げられます。「エンパワメント」は、障害のある人たちを「温かく保護してあげるべき対象」という見方を超えて、「その人の内にある主体的に人生設計するパワー、社会に影響を及ぼすパワー、多様な協働を作り出すパワーの発揮を支援する」という理念です。その実現のためには、セルフヘルプ（自助）グループの運営支援、ピア・カウンセリング（障害のある人自身による相談）の積極的導入、セルフ・ケアマネジメント（自分自身でニーズを把握し有効なサービスと組み合わせる手法）の開発と支援、福祉施策企画過程での理解しやすい説明を受け、意見形成を支援され、意見表明の機会を提供されること、などに取り組むことが望まれます。

今後の課題をいくつか述べましたが、「ソーシャル・インクルージョン」と「エンパワメント」が、これら課題に対する取組の基本的な考え方となることを期待します。

さて、京都市では国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の実現に向けて、昭和58年に策定した「国際障害者年京都市行動計画」以降、各種のプランに基づき、障害

のある市民の施策の充実と施設整備を進めてきました。この度、平成15年3月に策定の「京都市障害者施策推進プラン」が計画前半期の最終年度を迎えることとなります。計画策定から5年が経過する間に、支援費制度の開始や障害者自立支援法の施行など、障害のある方を取り巻く状況は大きく変化しており、このような計画に掲げた事業の進捗よく状況等を踏まえ、「京都市障害者施策推進プラン」の見直しが行われることとなりました。今回の「障害者生活状況調査」の結果が、今後の京都市における障害者福祉施策の推進に寄与し、障害のある市民もない市民も個人として厚く尊重され、いきいきと活動しながら相互に支え合い安心して暮らせる社会の実現を切に願っております。

結びに、本調査の実施に当たり、調査に御協力いただきました皆様、調査票の配布・回収に御尽力いただきました民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害のある方の家族の会及び精神科の医療機関の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成19年8月

「京都市障害者生活状況調査報告書」監修委員会

委員長 福富 敬治
加藤 博史
森 昇